

資源ごみ回収報奨金制度



下松市では、子ども会等の団体が自主的に実施している資源集団回収を奨励するため、回収実績に応じて報奨金を交付しています。
(資源回収業者への売却額とは別に支払います。)

対象団体

子ども会、自治会、PTA、婦人会、老人クラブ等、地域住民で構成する非営利団体



対象品目と報奨金額

区分	品目	報奨金の額
紙類	新聞・広告・雑誌・ダンボール・紙パック・牛乳パック・雑がみ	1 kg 当たり 5 円
布類	衣類・タオル等	1 kg 当たり 5 円
金属類	アルミ缶・スチール缶・鉄くず等	1 kg 当たり 5 円
ペットボトル		1 kg 当たり 5 円
ビン類	一升ビン	1 本 当たり 5 円
	ビール瓶 (特大)	1 本 当たり 4 円
	ビール瓶 (大・中)	1 本 当たり 3 円
	ビール瓶 (小)	1 本 当たり 2 円

登録と振込について

★資源集団回収を実施したら、資源回収業者の発行する資源ごみ買上明細書と振込先口座の通帳をお持ちの上、市環境推進課窓口で申請してください。

★申請時には資源ごみ買上明細書と、年度内(4月以降)初めての申請及び口座名義等の変更があった時のみ、下松市資源ごみ回収団体登録申請書(窓口備え付け)を提出してください。

★報奨金の振込は、登録された口座への振込みに限り、振込時期は、

- 3～6月までの提出分・・・7月20日頃
- 7～10月までの提出分・・・11月20日頃
- 11～2月までの提出分・・・3月20日頃 となります。

☆お願い☆

本市では条例により、ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を禁止しており、ごみの収集日にごみステーションを利用して集団回収を行うことはできません。

集団回収は、ごみステーション以外の場所をご利用いただくか、ごみの収集日でない日に実施していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

下松市環境推進課(市役所2階7番窓口) TEL 45-1829